

# MFG (マルキューファングループ) 関東 規約

## 第1章 名称

第1条 本会は、マルキューファングループ関東と称します。  
略記号は「MFG 関東」とします。

## 第2章 目的

第2条 本会は、次の目的のため活動します。  
私達はマルキューが好きです。だから勝手にしっかり「マルキューを励ます会」として応援します。  
マルキューにもっともっと良く釣れるエサを作ってもらい、ひいては私達ももっと良い釣りができるように願います。  
マルキューがすすめている「おサカナさんに食べていただくエサ作り」の方針を支持し、積極的に応援します。  
釣り人相互の親睦と融和、釣技の練磨研究と交流を図ります。  
ルールとマナー及び社会人としてのエチケットなどの普及、向上を図り、地球を大切にする釣り人を目指します。  
「我々は釣り場をきれいにします」を合言葉に、自分のゴミプラス余分に1つ持ち帰る「プラス1運動」を展開します。

## 第3章 会員

第3条 本会の主旨に賛同し、入会申し込みをして会費を納めている者を会員とします。  
MFG 関東に入会可能な地域は、北海道、青森県、秋田県、岩手県、山形県、宮城県、福島県、新潟、長野県、山梨県、群馬県、茨城県、栃木県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、静岡県とします。

## 第4章 会計

第4条 本会の経費は、「入会登録費」「事業収入」「寄付金」その他の収入によって賄います。  
第5条 本会の会費の金額は、総会において決めます。  
第6条 本会の収支決算は、会計監査を経て、総会に報告します。  
第7条 本会の会計年度は、9月1日から翌年8月31日までとします。

## 第5章 役員

第8条 本会に、次の役員をおきます。

役職名	構成	任務
相談役	3名	会長を補佐し、相談にのる。
顧問	3名	各役員の相談を受け、運営に関して厳正な意見を述べる。
監査役	1名	本会の運営が厳正に行われているかを判断する。
会長	1名	会を代表し、会務を統括する。 総会を招集する。 商品を企画する。
副会長	2名	会長を補佐する。 会長に支障がある時は、職務を代行する。
事務局	1名	会の事務活動全般を担当する。 会の会員管理
総務	2名	総会運営、役員会運営、役員との連絡事項などを担当する。

	会 計	1名	会の会計事務を担当する。
事業部	事業本部	1名	事業の企画、各事業部の統括を担当する。
	A	4名(必要に応じて変更あり)	各地区の釣り大会、釣り講習会、その他の事業を担当する。
	B	3名(必要に応じて変更あり)	
	C	1名(必要に応じて変更あり)	
広報	A	1名	メディアを通しての広報活動を担当する。
	B	2名(必要に応じて変更あり)	ホームページを通しての広報活動を担当する。

役員は、それぞれの任務を分担するとともに、MFG 関東の活動を推進します。

役員は、運営委員会を必要に応じて開きます。

第 9 条 会長は運営委員会において推挙され、総会にて承認されます。

第 10 条 副会長、事業部、会計、広報、事務局は、総会の同意を得て会長が委嘱することができます。

第 11 条 役員任期は2年とし、再任できます。

第 12 条 役員は他の役職を兼ねることはできません。

第 13 条 役員に欠員を生じた場合の補充は、運営委員会で決めます。

任期は前任者の残りの期間とします。

#### 第6章 会計監査

第 14 条 本会に会計監査委員を1名(マルキュー(株))をおきます。

第 15 条 会計監査委員は、この会の会計を監査し、その結果を総会に報告します。

第 16 条 会計監査委員の任期は2年とします。

#### 第7章 総会

第 17 条 総会は、全会員をもって構成され、この会の最高の決議機関であり、会長の招集により開催されます。

第 18 条 総会は次のような事柄を決めます。なお、議長は出席者の中から互選します。

規約の制定、改廃に関すること。

予算、決算などに関すること。

会員、役員などに関すること。

本会の目的を達成するための事業、運営に関すること。

その他、重要事項に関すること。

#### 第8章 運営委員会

第 19 条 運営委員会は、総会の次に重要な決議機関であります。

必要に応じて会長が召集し、会の目的達成のために必要な事務、事業、運営について協議推進その他の活動を行います。

第 20 条 運営委員会の構成は、役員、マルキュー(株)、地域スタッフからなる。

第 21 条 会議の議決は、原則として多数決で行い、可否同数の場合は会長の判断にゆだねることとする。

第 22 条 本会の運営、行事、会計、その他において、緊急を要する事項が発生した場合、会長は各役員に連絡の上で専決できることとする。その場合、異論が発生すれば臨時役員会を招集し決定することとする。また、専決を行った場合、次回の運営委員会で承認を得る必要があります。

#### 第9章 付 則

第 23 条 本会則に定めるものの他に、行動、活動、判断を必要とする事態が生じた場合には、会長が運営委員会に図って判断することができます。なお、その事案について次の総会に必ず報告するものとする。